

津島市立東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方について

いじめ防止に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。まず、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。そして、いじめが発生した場合には、迅速かつ的確な対応で解決に向けて力を尽くす。日ごろから教育目標「考える子、たくましい子、思いやりのある子」のもと、一貫性のある生徒指導を心がけ、自他の違いを認めあえる子どもの育成を目指す。

＜いじめの定義＞

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 「いじめ防止対策組織」について

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主任、養護教諭、人権担当者等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。月に一度、さらに必要に応じて隨時、生徒指導委員会を開催する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全校職員で児童の現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組について

- ・ 児童がよりよく生きる方策を自分で考え、活動する場作りに努める。（行事、特別活動、児童会活動、学級活動、縦割り班活動など）
- ・ 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる教科指導の実現を目指す。
- ・ 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。善悪の判断能力、自制心等、実生活の改善につながる道徳的実践力を高める。
- ・ 全ての教育活動は道徳教育の側面をもつものと捉え、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる場面として生かす。
- ・ 縦割り班活動の中で、異年齢間で協力したり協調したりすることを学習させ、よりよく人と関わる力を身に付けさせる。上学年には頼られることによる成長効果（プライド効果）を、下学年には上学年を見習うことによる成長効果（あこがれ効果）の生じることを狙う。
- ・ 家庭との連携を密にし、日ごろから児童の実態把握に努める。地域での児童の様子を知るために、必要に応じて地域や関係機関との連携を図る。
- ・ 携帯電話やインターネットを媒介とするいじめを予防するため、児童への情報モラル教育を行い、情報機器の使用に必要な節度と責任感を身に付けさせる。必要に応じて保護者に対する啓発を行い、情報機器の使用について家庭でのルール作りをすすめる。

(2) いじめの早期発見の取組

- ・ 年2回「生活アンケート」を実施し、学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ・ 日常の担任等による観察。担任だけでなく、全教職員で見守り育てていく体制を築く。
- ・ 家庭との連携による実態把握。また交通当番、学校ボランティア、学童保育や地域の方々からの情報も有効に役立てる。

(3) いじめに対する措置

- ・ いじめを許さないという態度を明確にし、問題の背景理解に努め、根本的な解決が得られるまで粘り強く指導する。
- ・ 担任や一部の教職員のみで対応するのではなく、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的な対応、指導を行う。
- ・ 事実の確認、被害児童やその保護者に対する支援、加害児童やその保護者への指導、助言を行う。必要に応じ、スクールカウンセラーや児童相談所等、専門家の助力を得て対応にあたる。
- ・ 発生したいじめが犯罪行為と認められるときは、所轄警察署との連携をはかる。
- ・ 被害児童と加害児童の保護者間で争いが起こらないように、情報の共有がなされるように措置を講じる。

4 重大事態への対応

- ・ 重大事態とは、

- (ア) 児童の心身や財産に重大な被害が生じた疑いのある場合
(イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合
を指すものとする。

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事実に対処する組織(当事者、教職員以外の第三者を含む)を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
→別紙フロー図参照

5 学校の取組に対する検証・見直し

- ① 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- ② いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価アンケートを年に2回実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- ① いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ② 「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載する。
- ③ 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

津島市立東小学校 重大事態の対応フロー図

